

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年御杖村条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号前段中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項第 2 号後段中「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。